

一般社団法人 長野県理学療法士会

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県理学療法士会（以下、「本会」とする）定款第6条に掲げる賛助会員について必要事項を示すものとする。

(資格)

第2条 定款第6条第2項により、理学療法士以外で本会の目的に賛同し、この法人に対し育成・援助を図る個人又は団体であって理事会の承認を得たものとする。

(本会との関係)

第3条 賛助会員は本会と密接な連携を取り、理学療法の普及と発展に寄与すること。

(会費)

第4条 賛助会員のA会員・B会員・C会員に分け、会費を次の通りとし、現品にて会費とすることもできる。

- (1) A会員 10万円
- (2) B会員 5万円
- (3) C会員 2万円

(優遇)

第5条 賛助会員の権利は、以下の通りとする。

(1) C会員：

- ① 士会が発行する刊行物に広告等を掲載できる。
- ② 士会が主催する学術大会等において展示設備がある場合は、機器展示等の機会を得ることできる。
- ③ 士会ホームページ賛助会員の項にバナーの貼り付けが認められる。
- ④ 定期的に士会が主催する学会、研修会の案内を受けられることができる。
- ⑤ 本会で発行する定期刊行物を送付し、理学療法に関する情報提供をする。
- ⑥ 本会の会員名簿に賛助会員一覧を設け、住所、電話番号等を掲載する。

(2) B会員：C会員に加えて以下の権利を得る。

- ① 士会が主催する学会・講習会において賛助会員が作成するPR動画等の広告動画を流すことができる。

(3) A会員：B、C会員に加えて新たに次の権利・特典を得る。

- ① 本会が発送する本会事業の案内等の会員に向けた郵送物に広報紙等を同封で

きる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。